

保護者様

5類感染症への移行後の府中市立学校における新型コロナウイルス  
感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することを受け、府中市立学校の今後の感染症対策を以下のとおりとします。

|        |                     |                         |
|--------|---------------------|-------------------------|
| 登校について | 児童生徒本人が感染した         | 出席停止措置となります<br>※1 ※2    |
|        | 児童生徒本人に風邪症状がある      | 出席停止となりません ※3           |
|        | ワクチン接種の副反応と思われる体調不良 | 出席停止となりません              |
|        | 同居家族が感染した           | 登校可能です<br>出席停止となりません ※4 |
|        | 児童生徒本人が感染した際の連絡     | 家庭から学校へ連絡をお願いします        |
| その他    | 学校から保護者へのメール配信      | 学級閉鎖等の必要な連絡がある時です       |
|        | 学校への日々の体温提出         | 必要ありません                 |
|        | マスクの着用              | 着用を求めません                |

- ※1 出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。陰性証明や治癒証明書等の提出は必要ありません。
- ※2 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒はマスクの着用を推奨します。
- ※3 感染が確認された場合は、発症日まで遡って出席停止措置とします。
- ※4 濃厚接触者としての特定は行われません。

【お願い】

引き続き、新型コロナウイルス感染症の基本的対策として、

- ① 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ② 適切な換気の確保
- ③ 手洗い等の手指衛生の指導など

に取り組んでまいります。特に、感染予防として、こまめに手を洗うことが重要であるため、児童生徒には清潔なハンカチ等を持参させるなどのご協力をよろしくお願いします。

なお、児童生徒に風邪症状等がある場合は、治療に専念し、無理をなさらないようにしてください。個別のケースで不安に思われることがある際は、学校へ相談してください。